

## 質 問

5番 小泉 宣子 議員

子供の教育の充実、学校教育について伺います。

まず、小中学校における各種支援員について伺います。

学校は、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとされています。これまで学校は、子どもたちの幸福と将来を保障する機能をもっており福祉的機能が充実していました。しかし近年、以前に比べて子どもたちが多様化し、特別支援教育を受ける児童生徒や、外国人児童生徒、不登校児童生徒が増加し、貧困やいじめのような重大事態が起きています。生徒の学習意欲が低下し、教員の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教員不足の深刻化が起きています。そのような社会状況を背景に、本市では、地域性や学校の独自性を生かした特色ある教育活動を通して、小中学校の中期計画を達成するために、各学校が必要とする支援員の配置、地域交流の推進と外部人材の活用を図る事業を、学校の要望に応じて支援する「チーム学校」実現事業を行ってきました。これにより、児童生徒の教育の充実を図るとともに教員の執務時間を確保することが狙いとされています。そこで伺います。小中学校における各種支援員の配置数と活用状況について伺います。

次に、私は、本市の特色ある教育として「チーム学校」の言葉は一体感があって非常に良い言葉だと思います。小中学校のそれぞれの学校が各種支援員や外部交流などを通して多忙な教員を支え、様々な機会を捉え教育内容の質の向上を図ることにより、地域の特色を生かし、地域総がかりの教育が推進できるもので、生活環境の変化に対応できるものと認識しています。そこで伺います。各種支援員を配置したことによりどのような効果が得られているのか、また課題に対する認識について伺います。

次に、特別支援教育について伺います。

学校教育法等の一部改正により、平成 19 年度から特別支援教育が本格的に実施・推進されています。平成 20 年、21 年に改訂・告示された小中高等学校学習指導要領において、一般学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒についても、1 人ひとりに応じた適切な指導と必要な支援を行うことが明確に示され、小学校においては平成 23 年度から、中学校においては平成 24 年度から新学習指導要領が実施されてきています。本市教育委員会発行の「沼津の教育」の中に、「特別支援教育とは、平成 18 年度までの特殊教育の対象ではなかった LD、ADHD、高機能自閉症等で通常学級に在籍する場合も含め、障害のある児童生徒に対し、その一人一人の教育的なニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び、支援を行うものであり、全ての学校で実施されるものである」と記載されています。本市では昭和 31 年に第 4 小学校に初めて特別支援学級が設置され、徐々に整備拡充され本年、5 月 1 日時点で、小学校 15 校、中学校 8 校で 205 人の児童生徒が在籍しています。また、市内小中学校 5 校に通常学級に在籍する障害のある児童のための通級指導教室を設置し、特別な指導体制を整えてきたと認識しております。特別支援

## 質 問

学級には「知的」と「自閉症・情緒」学級とあります。特に「自閉症・情緒」学級は、自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、主として心因的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので、とされているお子さんが対象のため、その個別の支援は大変難しく技術が必要とされています。最近では、両方を併せ持つお子さんも増えていて配慮が必要な児童生徒も多様化しています。前年度まで通常学級を担当していた教員が次年度、支援学級を担当することもあり特別支援学級の担任が、障がいのある児童生徒に対して個別に指導できる体制作りが必要だと考えます。そこで伺います。特別支援学級を担当する教員のスキル向上とサポート体制について伺います。

次に、不登校児童生徒について伺います。

先日の静岡新聞の一面に不登校についての記事が載っていました。2019年度の県内公立小中学校の不登校児童生徒数は6,281人で1998年度の調査開始以来、最多を記録との内容に多くの方が、衝撃を受けたのではないのでしょうか。不登校になる原因や理由は、個々の状況を踏まえれば千差万別で、ちょっとしたことがきっかけで誰でも起こりえます。この問題についてはなかなかすぐに解決できない問題であり、様々な要因が絡み合っただけで不登校という形で現れているものだと思います。本市では、教育現場において相談の機会や、集団活動への適応力を高め社会的自立、学校復帰を支援する教育相談推進事業や各種支援員などを配置し取り組んできたことと思います。静岡県内の不登校児童生徒が増加しているということは、本市においても恐らく増えていることが予測されます。令和元年第1回定例会において3番議員の不登校児童生徒数の質問における教育長の答弁では平成30年度は小学校が81人、中学校が204人との答弁でした。そこで伺います。令和元年度における小学校、中学校の不登校児童生徒数の実態と中学卒業後の進路状況について伺います。併せて中学校卒業時点での進路未決定者へのサポートはどのようにされているのか伺います。

次に、スクールソーシャルワーカーについて伺います。

スクールソーシャルワーカーとは、児童生徒と児童生徒を取り巻く環境との関係性に着目し、教職員と協働しながら校内におけるチーム体制の構築を図るとともに関係機関等とのネットワークの活用や社会資源の利用など、多様な支援方法を用いて、課題解決をする福祉の専門家です。児童生徒の問題行動等の背景には、本人自身の発達上の特徴や疾病、又は心の問題と、家庭、友人関係、地域、学校等、児童生徒が置かれている環境に関わる問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。解決のためには、児童生徒の個別の特徴や状態を理解した上で、児童生徒が置かれた環境の問題への働きかけと、必要に応じた関係機関等との連携・調整が不可欠です。それには、これまでの学校での教育活動にソーシャルワーク的な視点とアセスメントを踏まえたチームアプローチの手法を取り入れることによって、本来学校が持っている力を生かした計画的なチーム対応が有効となります。それにより、児童生徒や保護者とより深く信頼関係を築くことができ、効果的な支援が実現します。複雑且つ、多様化する社会の環境の変化などを背景に、不登校、児童虐待、暴力行為など学校現場では、学校内だけでは解決できない問題も増加傾向にあります。特に、今年はコロナ禍により、全国的に児童虐待が増加しておりソーシャルワーク的な支援が求められていると考えます。そこで伺います。

## 質 問

本市におけるスクールソーシャルワーカーの配置数と活用状況について伺います。

また、スクールソーシャルワーカーを配置することにより、チームアプローチによる学級担任の負担の軽減が図られ、学校だけでは、対応が困難な事例等に対しては、関係機関と調整・連携を図りながら、児童生徒を取り巻く環境の改善を図ることが可能になります。それにより、学校の開かれた生徒指導体制が構築されるようになります。そこで伺います。スクールソーシャルワーカーを配置することで得られる効果と課題への認識を伺います。